全教しぶり

16年2月号 発行
全胆振教職員組合

障害児の学校が不足しています

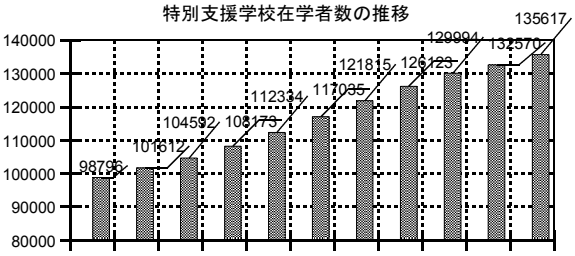

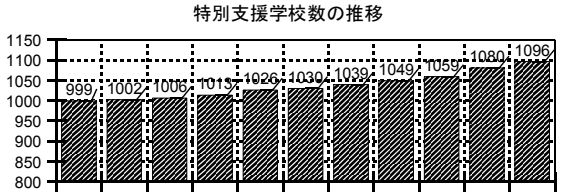

少子化の影響で児童生徒数は年々減少しています。しかし、特別支援学校に通う児童生徒は急激に増加しています。この 10 年間で約 3 万 6800 人、16 年度比で 1.4 倍近くも増えているのです。一方で、学校数は 10 年間で 97 校、約 1.2 倍にとどまっています。このため、全国の(特に知的障害の)特別支援学校の「大規模校化」「狭隘化」が進んでいます。

教室がない！？

小学校の学級数は「12~18 学級以下」が標準とされ、1 学年 3 学級以上の規模の学校は「過大校」とされています。しかし、ある特別支援学校では 81 学級、教員数も 193 人に上ります。単純に比較はできないでしょうが、これで学校として統一した指導ができるのでしょうか。

「狭隘化」はさらに深刻です。文科省の平成 25 年度調査では、全国の特別支援学校で必要とされる面積に対して、実際の保有面積は 2/3 にすぎない実態が明らかになりました。静岡県の 44 %を最低に(40 %台は他に長野県、和歌山県)、平均で 66.9 %になっています。そのため、150 人前後の児童生徒を想定して建設された特別支援学校に、300 人、400 人もの子どもたちが詰め込まれている実態が常態化しています。

2013/5/1 現在　単位：千㎡

	小学校	中学校	高校	幼稚園	特別支援
必要面積	100,942	55,994	50,837	3,311	9,920
保有面積	100,980	60,457	44,177	3,365	6,637
充足率	100.0 %	107.9 %	86.9 %	101.6 %	66.9 %

教室も不足しています。ちょっと古い資料ですが、2010 年度の調査では全国平均で約 95 教室が不足しています。(北海道は 105 教室)

都道府県	不足教室数	都道府県	不足教室数	都道府県	不足教室数	都道府県	不足教室数
北海道	105	青森	71	栃木	109	東京	388
富山	8	長野	44	静岡	255	愛知	175
島根	86	香川	49	佐賀	4	沖縄	39

特別支援学校長で作る団体が 2012 年末に行った調査でも、「教室が足りない」が 54 %、特に知的障害の学校では 63 %とより深刻な事態になっています。

そのため、特別教室を普通教室に変える、普通教室を間仕切りするなどの対応が増えてきています。中には、玄関ホールに壁と柱を新設し、教室を作ったという信じられない例も報道されています。

このような実態は、日常の教育活動にも様々な支障を生み出しています。本来、特別支援教育では通常の学校よりも集中できる環境が必要です。しかし、1 教室をカーテンで仕切って 2 教室として活用しているため、隣の教室の声に集中を切らす児童生徒が増えています。

また、特別支援学校には小学生から高校生まで

が修学していますが、体育館が一つしか無いので、体育の授業のやりくりは大変です。このため、体育を廊下で行う例も見られます。さらに日常の授業ばかりではなく、入学式、卒業式、学習発表会などでの行事にも使われるため、大規模校ではこのような全校規模の行事はできません。

特別支援学校では特に具体的な経験が大切なため、調理室などの特別教室が不可欠です。ところが特別教室を普通教室として使うため、このような学習が困難になってきています。

行政も頑張っているが…

このような大規模化･狭隘化の問題に対して、文科省は 2006 年に通知を出しています。そのため、全国的には特別支援学校の分校、あるいは分教室の設置が進められています。北海道でも、2016 年度に 4 校(札幌市、旭川市、新得町)の新設が予定されています。しかし、いずれも閉校した既存の学校の再利用や、高校の空き教室を利用するなど、必要な作業学習に使う特別教室が設けられていないなど、特別支援に適した施設とは言えません。

特別支援にも「学校設置基準」を

このように、大規模校化･狭隘化が解消されない根本には、幼稚園･小学校･中学校･高校･大学や専門学校にまですべてに存在する「学校設置基準」が、特別支援学校にだけ作られていないことがあります。

設置基準とは、最低基準で、学校の設置者は「学校の編成、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これ以上の水準の向上を図ることに努めなければならない。」とされています。学校教育法施行規則には、「特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編成」は、「別に定める」(第 118 条)とされていますが、いまだにどこにも定められていないのです。

請願署名にご協力下さい

私たちは、「障害児学校の「設置基準」策定を求める請願署名」に毎年取り組んでいます。その中では、次のような「設置基準」を求めています。

①おおむね 18 学級以下で児童生徒数が 150 人以下の適正な規模の学校とすること
②学部別に音楽室や調理室などの特別教室を備えること
③障害種別に必要な訓練室や作業室などの特別教室を設けること
④通学時間 1 時間以内となるような基準にすること

を要望しています。その他、各都道府県への補助の充実も求めています。

①～③についてはすでに述べましたが、最後に④について解説します。

特別支援学校の中には、自宅から２時間近くもかけて登校する子どもたちもいます。多くの学校では民間委託も進み、ゆとりのない乗車スペースで長時間に及ぶ登校は、大きなストレスになっています。「自･他傷行為」のある子どももいることから、１台に複数人の乗務員配置も必要です。北海道のような広域地では、居住地から遠い児童生徒も大勢います。その場合には、寄宿舎がどうしても必要です。特に寄宿舎は教育の場でもあることも考慮しなければなりません。生活のリズムを整えながら、友だちと一緒に遊び、様々な生活経験を広げることで、本当の意味での「生きる力」を身につける場でもあります。また、保護者･家族の子育て等にゆとりを生み出すためにも、寄宿舎の存在は欠かせません。